

# 信託紛争の仲裁による解決における イングランド法上の問題点

成蹊大学法学部教授 高 橋 脩 一

## — 目 次 —

- I. はじめに
  - A. 背景
  - B. 本稿の問題関心、目的と方法
- II. 信託紛争を仲裁で解決するための立法提案
  - A. 本稿における信託紛争の種類
  - B. Trust Law Committee の立法提案
- III. イングランド法が示す、信託紛争を仲裁によって解決する場合の問題点

- A. 信託紛争の仲裁可能性
- B. 信託紛争における仲裁による紛争解決の「同意」に関する問題
- IV. 考察：信託と仲裁の相性の悪さ
  - A. 信託紛争を仲裁で解決しようとする場合のイングランド法上の問題点
  - B. 2つの相性の悪さ
- V. 結論

## I. はじめに

近年、日本においても、信託は注目を集めようになっている。制度の改正などもあり、「投資信託」といった言葉が日常的に聞かれるようになった。信託協会によれば、信託財産総額は令和6年9月末現在で前年比10.7%増の1,746.2兆円になったとされる<sup>(1)</sup>。

### A. 背景

こうした社会における信託への注目とは裏腹に、日本の信託法学においてはしばしば、信託に対する裁判所の理解不足を嘆く声が聞かれる。「信託法」が制定されて100年以上経つけれども、これまで信託法が適用される事件は少なく、裁判所の信託法に対する理解は十分とは言えないと指摘される<sup>(2)</sup>。このよう

な理解から、こうした評者の中には、裁判官に信託に関する研修を行うことを提案する者もある<sup>(3)</sup>。

もちろん、本稿も裁判官の信託法理解の向上を図ることに反対するものではないけれども、こうした見解に接したとき、英米の民事訴訟手続について若干の研究を行ってきた筆者には、いささかの疑問が生ずる。日本の裁判官に信託に関する理解の不足がありそれが信託法のあり方に良くない影響を与えているという認識が正しいとしても、裁判官の信託理解を促す以外にある程度、その問題を解決する方法があるからである。その方法とは、信託紛争の仲裁による解決である。

仲裁（arbitration）は、紛争当事者間の合意に基づいて行われる裁判外紛争解決手続（ADR）の一つである<sup>(4)</sup>。裁定する仲裁人や仲裁における手続など、どのように紛争解決

を図るかは紛争当事者が合意によって決定する<sup>(5)</sup>。仲裁は通常非公開で行われ<sup>(6)</sup>、仲裁人による仲裁判断は裁判所の判決と同様の効力を持つ<sup>(7)</sup>。

現在、コモン・ロー法域において、仲裁による紛争解決に積極的な政策が展開されている法域が見られる。たとえば、アメリカにおいては、連邦最高裁が連邦仲裁法を仲裁による紛争解決を好ましいとする政策の表れであるとして、同法を積極的に解釈する方向性を打ち出している<sup>(8)</sup>。また、イングランドにおいても、仲裁を好ましいとする政策が採られているといわれる<sup>(9)</sup>。

信託の分野においても、その紛争を仲裁によって解決することには、さまざまなメリットが指摘されている。後に見るように、仲裁による紛争解決のメリットの1つとしてあげられるのは、当該紛争分野に専門性を有する仲裁人に紛争の解決を委ねることができる点である。信託に関する紛争の解決には当該分野への専門性が求められるといわれ、信託法になじみの薄い法域においては、信託の紛争を仲裁によって解決することが重要であるとの理解がなってきたとも言われる。もしも日本において信託法になじみの薄い分野であり、裁判官もそれに対する専門性をあまり有していないというのであれば、仲裁による紛争解決を図ることでその問題をある程度回避することができるであろう。

## B. 本稿の問題関心、目的と方法

こうした背景を踏まえ、信託紛争を仲裁で解決しようとする際に生じうる法的問題は何かというのが本稿の問題関心である。上述のように、仲裁に関して一般的に好意的な傾向を示しているコモン・ロー法域においても、信託紛争の仲裁による解決は、あまり行われてはこなかったようである。信託紛争の仲裁による解決について、それを許容する立法を行ったり、実際にそうした仲裁を有効とする判決を下したりしているアメリカにおいて

も<sup>(10)</sup>、現在でも信託紛争の仲裁による解決に否定的な見解を示す法域がある<sup>(11)</sup>。信託の母国であるイングランドにおいては、現在でも信託紛争に関する仲裁はほとんど見られないともいわれる。仲裁に対する好意的な傾向がある中で、信託紛争に関しては仲裁が進まないのはなぜか、というのが本稿の問題関心である。

本稿は、信託の母国であるイングランドにおいて、信託紛争を仲裁によって解決することがほとんど見られないとされる法的な背景につき、同法域でなされた立法提案を起点にそこでの議論を検討することから、日本語でそれを明らかにすることをその目的とする。つまり、信託紛争を仲裁によって解決する際に、イングランドの現行法上どういった点がその障害となっているのか？というのが、本稿が取り組む問い合わせである。信託紛争に関する仲裁が進まない理由として、それを可能とする立法が行われない限り、仲裁による解決が政策的に望ましくとも、それは可能ではないという問題があるとされる。実際に、コモンウェルスに属する法域では、信託紛争の仲裁による解決を可能とするための立法を行った法域もある<sup>(12)</sup>。イングランドにおいても、以下で見るように、そうした立法の提案がなされたけれども、未だ立法には至っていない。そのため、イングランドでは近時においても、少なくとも家族信託の文脈では、信託紛争の仲裁による解決は稀であり、実務でも、委託者や遺言者が信託証書に紛争が生じた場合に仲裁によってその紛争を解決するとする仲裁条項を入れるといった習慣はないと言われる<sup>(13)</sup>。本稿は、このイングランドでなされた立法提案を起点に<sup>(14)</sup>、学説における議論を参考にしながら<sup>(15)</sup>、上記問い合わせにアプローチするものである。なぜ立法しない限りにおいて、信託紛争を仲裁によって解決することが現行法上難しいのか、提案された内容を検討することから、その背後にある問題点について明らかにする。本稿は日本法に立ち入

るものではないけれども、信託の母国であるイングランドにおける議論は、日本において信託紛争の仲裁による解決を促進する場合に参考になると思われる。それだけでなく、この問題を通じてイングランド法における信託の本質に関する理解についても深めることができるだろう。

本稿は、イングランド法上、信託紛争の仲裁による効果的な解決を妨げている原因として、信託と仲裁の間の2つの相性の悪さを指摘する。1つめの相性の悪さは、歴史に起因するものである。仲裁および信託それぞれの文脈で、歴史的に裁判所の監督権限が強調されてきた。この2つが結びつき、裁判所の監督権限を制約するものとして信託紛争の仲裁による解決に否定的な見解が示されてきたのである。この相性の悪さは近時克服されつつあるけれども、もう1つの相性の悪さはより信託の本質に関する問題を提起する。その相性の悪さとは、合意を前提とする仲裁と合意を前提とせずに成立する信託の間の性質上の相性の悪さである。この相性の悪さが表面化するのが、委託者が信託に規定した「当該信託に起因する紛争を仲裁によって解決する」といった仲裁条項の効力に関する問題である。この条項を根拠として信託紛争を仲裁によって効果的に解決するためには、利害関係を有する受益者すべてに仲裁による紛争解決の効力を及ぼす必要があるけれども、信託の成立において受益者は信託に関して合意は必要とされておらず信託条項に対しても明示の合意をしていないことが、その障害となるのである。イングランドではこの問題に対して、受益者の利益享受によって上記条項に対する受益者の同意も認定されるというロジックを使ってそれに対処しようとしているけれども、そこには信託において受益者の利益をどのように位置づけるのかという信託の本質に関する問題が横たわっている。

本稿の以下の構成は次の通りである：Ⅱにおいて、イングランドにおいてなされた信託

紛争の仲裁による解決を可能とするための立法提案の内容について概観する。Ⅲでは、イングランド法が示す、信託紛争を仲裁によって解決する場合の問題点につき、信託紛争の仲裁可能性という問題と、信託に規定された仲裁条項を根拠とした仲裁において問題となる受益者の「同意」の問題について、それぞれ検討する。それを受けてⅣでは考察として、イングランド法上、信託紛争の仲裁による効果的解決を妨げている信託と仲裁の間の2つの相性の悪さについて指摘し、Vで短い結論を述べて本稿を結ぶ。

## II. 信託紛争を仲裁で解決するための立法提案

本節では、本稿が対象とする「信託紛争」について整理するとともに、Trust Law Committee（以下、TLC）によってなされた立法提案の内容について概観する。

### A. 本稿における信託紛争の種類

本稿が関心の対象とする信託紛争は、いわゆる信託の内部紛争である。信託に関する紛争には、外部紛争（external trust disputes）と内部紛争（internal trust disputes）があるといわれる<sup>(16)</sup>。外部紛争は、受託者とそれと取引する第三者との間の紛争を指す。これに対して信託の内部紛争は、信託の管理などを巡り、受託者と受益者の間、受託者間、あるいは受益者間で生じる紛争を指す。信託の外部紛争に関しては一般的に、当該信託がそうした紛争の仲裁による解決を明示的に禁止していない限りは、仲裁による紛争解決も可能であるとされる<sup>(17)</sup>。実際に、以下で見る立法提案においても、信託の外部紛争に関する仲裁については、特段問題とされてはいない。その一方で、信託の内部紛争については、立法が行われない限りそれを仲裁によって効果的に解決することはできない、というのが立法提案の前提である<sup>(18)</sup>。

## B. Trust Law Committee の立法提案

TLC は、1994年に設立されたイングランド・ウェールズ（以下では単にイングランドとする）の信託法に関する検討を行う著名な学者や実務家によって構成される団体で、しばしば信託法分野における法改正の提案を法律委員会（Law Commission）と協同して行っている<sup>(19)</sup>。その TLC は2011年に「信託紛争の仲裁」と題する文書を公表し、信託紛争の仲裁による解決を可能とするための立法提案を行った<sup>(20)</sup>。

### 1. 信託紛争を仲裁によって解決することの政策的な望ましさ

TLC は信託紛争の仲裁による解決を可能とする立法を提案する前提として、信託紛争の仲裁による解決が政策的に望ましいことを論じている。

#### (i) 仲裁のメリット

TLC は、信託紛争を仲裁によって解決する場合の5つの利点を、仲裁の一般的な利点に依拠しつつ指摘している<sup>(21)</sup>。1つめが、仲裁手続の秘匿性である。この点は、特に家族信託の文脈で重要とし、一般的に公開の下で行われる訴訟にはない利点とする。2つめは、当事者が専門性のある仲裁人を選ぶことができる点である。TLC は信託に関する専門的経験の乏しい法域にとって、この点が仲裁のメリットとして極めて重要視されてきた点を指摘している。仲裁のメリットの3つめとして TLC は、紛争解決における遅延の少なさをあげている。仲裁の場合、どのようなスケジュールでそれを行っていくかは基本的に当事者（とその代理人）そして仲裁人の問題であり、多くの国で問題となっている訴訟遅延とは無縁である。そのため、仲裁は理論的には、比較的短期間で終わらせることが可能である。4つめのメリットとして、特別な合意をしない限り、仲裁判断に対する上訴が限定される点をあげている。もちろん、これ

自体は諸刃の剣ではあるけれども、紛争の最終的な解決をより迅速に達成することを可能になると指摘する。そして、5つめのメリットとして、3つめのメリットと4つめのメリットの結果として、時間の短縮により費用の抑制につながり得るとしている。

#### (ii) 仲裁に向く信託紛争

TLC は、仲裁が好ましいと思われる典型的な信託紛争について、文献に依拠しつつ7つを指摘している<sup>(22)</sup>：①信託報酬及び弁護士報酬を含む報酬に関する紛争、②慎重な投資（prudent investment）に関する紛争、③文書の解釈（document construction）、④清算権限（adjustment power）を含む信託財産の元本と収益（principal and income）に関する紛争、⑤信託の終了または分割（severance）、⑥償還（accounting）に関する紛争、⑦宣言的救済一般、がそれらである。これに加えて TLC は、受託者の選任（appointment）や解任（removal）、退任（retirement）、並びに退任する受託者の税金その他の支出に関する免責条項の問題も、争いが増えており、仲裁に適した紛争であると指摘する<sup>(23)</sup>。

#### (iii) リーガル・ビジネスの観点からの必要性

さらに TLC は、リーガル・ビジネスという観点から、信託紛争の仲裁による解決を可能とする政策上の必要性についても主張した。イングランドは、世界的にも評価の高い1996年仲裁法（Arbitration Act 1996）を背景に、特に契約紛争において、仲裁地として確固たる地位を築いており、またその法曹も代理人および仲裁人として高い専門性を有するとの評価を得ている。そのため、信託紛争に関しても、それを仲裁によって解決することが可能と明確に立法することにより、自國だけでなく海外の委託者や遺言者による信託条項に基づく仲裁を取り込むことができると

主張した<sup>(24)</sup>。むしろ TLC は、信託紛争に関する仲裁を可能とする立法を行わないと、イギリスの法曹界や信託ビジネス、ひいては経済全体に対して悪影響が生じるとの懸念を示した<sup>(25)</sup>。シンガポールやガンジー、バハマなどが信託に関する仲裁を容易にする立法を行っており<sup>(26)</sup>、こうした海外の法域に信託紛争の仲裁に関する業務が奪われ、イングランドの信託法の発展にとってマイナスになるとの懸念である<sup>(27)</sup>。こうした海外法域とのいわば競争という観点からも、信託紛争に関する仲裁を可能とする立法の必要性を強調した。

## 2. 立法提案の背景

TLC が立法提案を行った背景には、現行法の枠組みにおいては、信託紛争の仲裁による解決の促進という政策を達成できないという認識があった。TLC 自身が述べているように、今回立法提案を行ったのは、2008年に信託の実務家 3 人—1 人はソリシタ、2 人は勅撰弁護士 (QC) —が作成した内部用ディスカッション・ペーパーにおいて、それを可能とする立法が行われない限り、イングランド法上、委託者あるいは遺言者が受益者に対して如何なる紛争も仲裁に付すよう有効かつ執行可能な形で要求することは『明確に不可能 (plainly impossible)』であると結論づけられていたためであった<sup>(28)</sup>。

こうした認識を背景に、TLC は主に以下の 5 つの立法提案を行った<sup>(29)</sup>。

### (i) 信託に規定された仲裁条項に法的な有効性を付与する実体的な規定の創設

TLC は、以下のようなアメリカのフロリダ州でなされた立法と同様の規定を<sup>(30)</sup>、1996 年仲裁法に挿入することを提案した：

- (1) 遺言または信託の全部または一部の有効性に関する紛争を除く、遺言または信託の下での受益者および受託者の間、あるいはこれらの者または法主体

のいずれかの組み合わせの間で生じる紛争を、仲裁に付すことを定める当該遺言または信託における規定は、執行可能 (enforceable) である。

- (2) 遺言または信託に別段の定めがない限り、仲裁を定める遺言または信託の規定は、第 44.104 条に基づく、拘束力のある仲裁を要求するものとして推定される<sup>(31)</sup>。

### (ii) 仲裁判断への執行力の付与と上訴に関する問題の処理

TLC は、1996 年仲裁法の規定を参考に、上訴に関する問題及び仲裁判断が裁判所命令と同様に執行可能であるとする条項の創設を提案している。

### (iii) 仲裁人への権限付与

TLC は、仲裁人がすべての制定法上及びその他の権限を行使できるよう、そして裁判所に認められた救済のすべてを付与することができるよう、それらの権限を仲裁人に付与すべきことを提案している。

### (iv) 未成年などの受益者を拘束するメカニズムの創設

TLC は、未成年、未だ生まれていない、未だ確定されていない、無能力の受益者に対して、仲裁条項が拘束力を持つことができるようなメカニズムの創設を提案している。簡単な方法として TLC は、民事訴訟規則 (CPR) を模範として、すべての信託に関する仲裁に適用される一般的な条項として、①完全な能力を有していない当事者の利益を代理する訴訟の友 (litigation friend) を任命及び解任する権限を仲裁人に付与する条項；②適切な代理命令を出す権限を仲裁人に付与する条項；③そうした命令の下で代理された者は仲裁判断に拘束されると規定する条項それぞれの創設を提案した。

## (v) 仲裁の公開

さらに TLC は、①未成年者の利益が関係している場合、②未成年者の利益は関係しておらず完全なる能力を有する当事者がその他の合意をしている場合、あるいは③当事者の申立てに基づき裁判所が他の指示をしているそれぞれの場合を除き、信託における人々の権利義務を決定する仲裁に関しては、公開において実施することを提案した。

## 3. 立法提案が前提とする 2 つの問題

上記立法提案からは、イングランド法上、信託紛争を仲裁によって解決する場合に生ずる問題として、大きく分けると 2 つの問題があることが見えてくる。

1 つめの問題は、仲裁がそもそも可能かという問題である<sup>(32)</sup>。信託の内部紛争を仲裁によって解決しようとしても、そもそもそれが性格上不可能なのであれば、当事者による仲裁による紛争解決の合意があっても、それに基づく仲裁判断は効力を有しないことになる。仲裁判断に執行力を付与する規定の創設を提案する(i)は、現行法について指摘されるこうした問題に対処するためと理解できる。また、信託や遺言に設定された仲裁条項の執行可能性を規定する(i)(1)も、同問題に対処するものとも理解できるだろう。また、仲裁人に対して信託紛争の解決に必要な権限を付与することを提案する(iii)は、信託紛争において、当事者によっても仲裁廷に付与することができない権限等があるとの前提を示唆している。訴訟による紛争解決であれば裁判所が命じることのできる救済等を、仲裁合意によって仲裁人に対して付与することが不可能であれば、そもそもその救済に関する請求は仲裁によって解決することができないということになる。このように、上記提案のいくつかは、信託紛争はそもそも仲裁によって解決可能なのかという問題に関連していると理解できる。

立法提案が前提とするもう 1 つの問題は、

信託紛争の効果的な解決に必要となる、仲裁の拘束力に関する問題である。提案(i)(1)が信託に規定された仲裁条項に効力を付与する規定の創設を提案しているにもかかわらず、提案(i)(2)はさらにその仲裁条項に拘束力を与える規定の創設を提案している。これは、信託紛争の場合、それを有効に解決するためには、仲裁条項が有効であっても、それだけではその条項に拘束されない者が存在しうることを示唆している。

この 2 つめの問題は、信託紛争を仲裁によって解決することへの合意の問題と言い換えることができる。先に述べたように、仲裁による紛争解決の前提には、紛争当事者による仲裁による解決に対する合意が必要となる。仲裁判断はあくまでも、この仲裁による紛争解決に合意した者にのみ効力が及ぶ<sup>(33)</sup>。したがって、仲裁条項の拘束力の範囲の問題は、仲裁に合意した者の範囲に関する問題と言い換えることができるだろう。実際に提案(iv)は、未成年者や法的無能力者といった、法的に有効な合意をすることができない者に仲裁判断の拘束力を及ぼすための規定の創設を提案している。このように、イングランド法上信託紛争を仲裁によって効果的に解決するためには、仲裁による紛争解決への合意という問題があると認識されていることがわかる。

## III. イングランド法が示す、信託紛争を仲裁によって解決する場合の問題点

本節では、上述したイングランド法上生じる 2 つの問題—A. 信託紛争の仲裁による解決可能性、B. 信託紛争を仲裁で解決する際の合意の問題—について、それぞれ具体的にどのような問題であるのかを検討する。

## A. 信託紛争の仲裁可能性

1 つめの問題である、信託紛争はそもそも仲裁によって解決可能なのかという問題は、現在では仲裁可能性 (arbitrability) の問題

として議論される事柄である<sup>(34)</sup>。イングランド法には裁判所の管轄権の篡奪を禁ずる法理があり、以前はそれによって仲裁に否定的な態度が示される場合があった。この法理は信託の文脈にも適用され、裁判所の管轄権を否定するような信託中の規定は無効であるとされた。その後、イングランド法における仲裁に対する態度は変化したけれども、それでも一定の紛争については仲裁による解決が認められない—仲裁可能性が否定される—場合があるとされ、信託紛争についても仲裁可能性が否定される可能性が指摘されてきた。

### 1. 裁判所の管轄権篡奪を禁ずる法理と信託紛争に関する仲裁

コモン・ローは歴史的に、仲裁それ自体に対して否定的な態度を示してきたとも言われる<sup>(35)</sup>。そしてそれは、信託の文脈においても影響を及ぼしてきた。

#### (i) 裁判所の管轄権の篡奪（ouster）を禁ずる法理

コモン・ローには伝統的に、紛争当事者が裁判所の管轄権を篡奪する（oust）合意を禁ずる法理があった。1746年の判決で王座裁判所は「当事者の合意は、当裁判所の管轄権を篡奪することはできない」と述べたとされる<sup>(36)</sup>。1922年の控訴院判決で Atkin 裁判官は次のように述べている：「私が思うに、裁判所の管轄権を篡奪する合意は無効であるというのが、今もイングランド法の原則である<sup>(37)</sup>。」

この法理は、仲裁に対して否定的な効果を持った。裁判所へのアクセスを否定することになる仲裁合意も、裁判所の管轄権の篡奪であるとして、執行不能とされたのである<sup>(38)</sup>。むしろ、裁判所の管轄権の篡奪を禁ずる法理は、仲裁に関する文脈で展開されてきたとも言える。上述した1746年の王座裁判所の判決は、保険証券に規定された仲裁条項に関する事案であった<sup>(39)</sup>。1856年の Scott 事件貴族院

判決で Coleridge 裁判官は次のように述べている：「2人の当事者が契約を締結し、その契約の特定の違反に対して訴訟を提起できる場合、当事者は、そのような場合において訴訟を提起できず、その唯一の救済手段は仲裁に付託することであると、拘束力のある条項として定めることはできない。この原則が妥当なものであるかどうかは疑問の余地があるけれども、長年に渡って確立された原則であり、変更することはできない。裁判所は、当事者の合意によっても放棄できないとされた、当事者の裁判所へ訴える手段を剥奪する合意を、執行したり承認したりすることはない<sup>(40)</sup>。」1922年の控訴院判決においても、Scrutton 裁判官は次のように述べている：「裁判所は、すべての紛争を仲裁に付託する合意を、訴訟の停止を強制するものとして認めるることを常に拒否する。その理由は、そうした合意が国王裁判所の管轄権を篡奪するからである<sup>(41)</sup>。」

#### (ii) 裁判所の管轄権篡奪を禁ずる法理と信託紛争

裁判所の管轄権篡奪を禁ずる法理は、主に契約の文脈で展開してきたけれども、信託の文脈にも影響を与えた。実際、信託中の紛争解決に関する条項に同法理を適用した Wynn 判決およびそれが依拠した Raven 判決は、現行法の枠組みにおいて信託紛争が仲裁によって解決できないと主張される根拠にもなっている<sup>(42)</sup>。

Raven 事件は、1914年に死去した Raven 氏の遺言が問題となった事例である<sup>(43)</sup>。Raven 氏はその遺言の中で、いくつかの公益遺贈（charitable legacy）を行い、その1つが“National Association for the Prevention of Consumption”に対する1,000ポンドの遺贈であった。しかしながら、こうした名前の団体は存在せず、2つの団体が当該遺贈について権利を主張した：1つが“National Association for the Consumption and other

Forms of Tuberculosis”、もう1つが当該団体の支部である”The Leicester and Leicestershire Branch of the National Association for the Prevention of Consumption and other Forms of Tuberculosis”であった<sup>(44)</sup>。遺言者は前者の会員ではなく後者の会員であったけれども、後者が遺贈の対象であるとの遺言者の意図を示す外部証拠の提示が求められた。

ここで問題となったのが、当該遺言に含まれていた、受益者となる機関について疑義が生じた場合には、その問題は受託者によって決定され、その判断をすべての当事者に最終的かつ拘束力を持つものとする、という条項の効力であった。高等法院は「法的権利を立証する目的で裁判所に訴えを提起する権利を剥奪しようとする試みは、公序良俗に反する」として<sup>(45)</sup>、上記条項を無効と判示した<sup>(46)</sup>。同裁判所は、アイルランドの事例を参照して<sup>(47)</sup>、裁判所の管轄権を契約によって篡奪することはできないというコモン・ロー上の原則は遺言にもあてはまるとして<sup>(48)</sup>、人々は法が付与する権利の執行を求めて裁判所にアクセスする自由を有していて、この権利を排除しようとする如何なる試みも違法であり効力を有さないとした<sup>(49)</sup>。

続く1952年のWynn判決においても高等法院は、遺言に規定された受託者に紛争解決を委ねそれを拘束力あるものとするという条項につき、無効と判示した。この事件で問題となったのは、1932年に死去したWynn氏の遺産である。同氏は、遺産である土地を信託として複数の受益者に遺した。Wynn氏の遺言には、収入を元本とするか収益とするかといった諸々の事項に関して決定する広範な権限を受託者に付与する規定があり、その受託者の決定をすべての受益者に対して最終的かつ拘束力あるものと規定していた。当該信託の受託者は信託財産の一部であった邸宅の公園から多数の樹木を約7,050ポンドで売却し、当初はその収入を元本として扱ったけれ

ども、後にその判断に疑問を持つようになり、元本と収益の間でどう配分すべきか裁判所に判断を求めた。そこで問題となったのが、上記条項の有効性であった。上記条項が有効であれば、すでに判断を行った受託者は後戻りできず、裁判所の判断に委ねることはできないからである<sup>(50)</sup>。収益に利害を持つ者が、当該条項の無効を主張したのが本件であった<sup>(51)</sup>。

Danckwerts裁判官は、上述のRaven判決を根拠に、当該条項は裁判所の管轄権を篡奪するもので公序良俗に反し無効であると判示した<sup>(52)</sup>。契約における仲裁条項よりも遺言の解釈や管理に関する場合、裁判所の管轄権の篡奪に関する法理の適用はより厳格であるべきだとDanckwerts裁判官は指摘する<sup>(53)</sup>。こうした条項に費用の節約などの一定のメリットがあることは認めながらも、受益者には裁判所にアクセスし自らの権利について検討してもらう権利があり、遺言者は遺言の条項によってそうした裁判所が判断する権利を奪うことはできないと結論づけた<sup>(54)</sup>。

## 2. 信託紛争の仲裁可能性

裁判所の管轄権篡奪を禁ずる法理は存続する一方で<sup>(55)</sup>、イギリスにおける仲裁に関する政策は、その後制定法そして判例の両面において大きく転換する。仲裁を好ましいとする政策が採られるようになり、仲裁による紛争解決への障害が取り除かれてきたのである。しかしながら現在でも、どのような場合であっても常に仲裁が認められるわけではない。一定の場合には、仲裁による紛争解決が裁判所によって認められない場合がある。そうした中で、信託紛争に関する仲裁も、それは可能ではないという主張が提起されてきた。

### (i) 仲裁に対する政策的態度の変化

判例は、裁判所の管轄権を篡奪することを禁ずる法理を前提としながらも、一定の場合

には当事者間で合意された仲裁合意について裁判所が執行する可能性を認めるようになった。上述した1856年の Scott 事件貴族院判決は、契約に基づく訴訟を提起する前提条件として、当事者が得られる賠償金額について確定する仲裁を行うべきことを定める仲裁条項を有効と判示した<sup>(56)</sup>。当事者が裁判所の管轄権を簒奪する合意をすることはできないけれども、責任の範囲が仲裁で確定されるまで裁判所に訴訟を提起しないという合意は可能であるとされたのである<sup>(57)</sup>。つまり、仲裁自体が裁判所の管轄権の簒奪にあたると考えられるのではなく、裁判所が仲裁を監督することを可能にする管轄権をも完全に否定してしまうような仲裁合意についてのみ、裁判所の管轄権の簒奪が問題になるとされるようになったのである<sup>(58)</sup>。

さらに、制定法はより積極的に、仲裁による紛争解決を促進する方向へと展開し、裁判所が確実に仲裁合意の効力を認めそれを執行することを要求する方向で改正がなされてきた<sup>(59)</sup>。1854年に制定された Common Law Procedure Act 1854は、仲裁合意に反して提起された訴訟手続を停止する裁量を裁判所に認めるものであり、この内容は1889年に制定された Arbitration Act 1889にも引き継がれた。その後1975年に制定された Arbitration Act 1975は、当該仲裁合意が無効でない限り、その仲裁合意に反して提起された訴訟手続について停止するよう裁判所に対して要求するものであった。この内容は現在のイングランドにおける仲裁の基本法である Arbitration Act 1996にも引き継がれている<sup>(60)</sup>。これに呼応して判例も、仲裁合意に反して提起された訴訟に関し、裁判所は自らが有する固有権限の下、その訴訟手続を停止する権限を有すると認めるようになった<sup>(61)</sup>。

こうした変化を踏まえ、現在のイングランド法は仲裁に対して好意的な態度を示しているといわれる。例えば、2023年の判決で最高裁は、「他の多くの法体系と同様、イングラ

ンド法が仲裁に好意的な (pro arbitration) アプローチを探っていることはよく知られている」との認識を示すに至っている<sup>(62)</sup>。

### (ii) 仲裁可能性

しかしながら、仲裁に対する好意的な態度が示されるようになっている現在でも、イングランド法上、仲裁可能性が否定される場合がある。その場合、たとえ当事者間に仲裁による紛争解決の合意が存在したとしても、当該仲裁合意は効力を持たない (inoperative)<sup>(63)</sup>。これは仲裁が实际上不可能ということではなく、ある種の紛争は仲裁による解決に委ねることが認められず、裁判所によっても仲裁合意の執行が行われない可能性が生じるということである<sup>(64)</sup>。

2024年の FamilyMart 事件枢密院判決は、仲裁可能性が否定される場合について、2つの異なる場合があることを指摘している<sup>(65)</sup>。1つめが、事物的非仲裁可能性 (subject matter non-arbitrability) と呼ばれる場合である。制定法や公序良俗 (public policy) によって、ある種の紛争が仲裁廷による判断から除外されている場合である<sup>(66)</sup>。2つめが、救済非仲裁可能性 (remedial non-arbitrability) と呼ばれる場合である。ある種の救済方法は裁判所のみ付与することができる救済であり、当事者の合意によって仲裁廷に付与することができる権限の範囲を超えているという場合である<sup>(67)</sup>。以下では、この2つの場合について、信託紛争を仲裁で解決する場合の問題点として議論されるところを検討する。

### (iii) 信託紛争の事物的非仲裁可能性

事物的非仲裁可能性に関しては、伝統的に裁判所が有するとされてきた、信託に対する監督権限との関係が問題として提起されている。

### (a) 事物的非仲裁可能性

事物的非仲裁可能性という問題は、制定法によって生じる場合と、主に判例が示す公序良俗によって生じる場合がある。制定法が一定の紛争に関し、裁判所へのアクセスの権利を保障し、仲裁合意の対象から除外している場合がある<sup>(68)</sup>。また、裁判所が一定の紛争に関して、公序良俗という観点から、仲裁による紛争解決を認めていない場合がある<sup>(69)</sup>。

しかしながら、裁判所に留保されるべき事柄があるという点は国際的にも広く認められているけれども、その留保されるべき事柄の範囲については、国際的な意見の一致ではなく、各法域の事情によって異なると指摘されてきた<sup>(70)</sup>。イングランド法においても、一定の事柄についてはそこで問題となっている事柄の性質によって仲裁による解決が認められないとされるけれども<sup>(71)</sup>、仲裁による解決を図ることが認められる紛争類型とそうではない紛争類型とを明確に区分する法理が提示されるには至っていないとも指摘される<sup>(72)</sup>。

こうした事物的非仲裁可能性に関する曖昧さは、信託紛争の事物的観点からの仲裁可能性についても問題を生じさせる素地となっている。信託紛争の事物的観点からの仲裁可能性について、イングランド法上正面から議論した判例がこれまでみられなかったこと、そして先例となるのは仲裁に対する好意的态度を示す制定法が現在の枠組みになる以前のRaven判決およびWynn判決しかないという状況も<sup>(73)</sup>、この問題に関する曖昧さを生じさせてきた<sup>(74)</sup>。

### (b) 信託の内部紛争の事物的非仲裁可能性

さらに、信託紛争の場合、異なる文脈において示してきた裁判所の監督権限から、その事物的仲裁可能性を否定する議論が見られる。先に述べたように、裁判所の管轄権の簒奪との関係で問題となる仲裁に対する裁判所の監督権限は、現在も留保されているものの、

制定法によって大幅に縮減されてきた。しかし、信託の文脈では、信託に対する裁判所の監督権限があり、その観点から信託紛争に関する事物的仲裁可能性に疑問が呈されているのである。

信託における裁判所の監督権限は、半ば自明のように考えられてきた。信託はエクイティ裁判所の産物とも言われ<sup>(75)</sup>、その起源において、大法官およびその下にあった大法官裁判所が重要な役割を果たしてきたことはよく知られている<sup>(76)</sup>。裁判所による信託管理に関する監督および受益者の権利の保護は、信託において不可欠の要素と考えられてきた<sup>(77)</sup>。1805年のMorice判決で記録長官法廷(Rolls Court)は次のように述べている：「信託の執行は裁判所の監督下になければならないというのが原則(maxim)である。信託の執行は裁判所の監督下にあるような性質のものでなければならず、そのため、その管理は裁判所によって審査され得るようにし、また受託者が死亡した場合には裁判所自身が信託を執行することができるようしなければならない<sup>(78)</sup>。」現代においても同様に、2003年のSchmit事件枢密院判決は次のように述べている：「裁量信託を含む信託の管理に、裁判所が監督権限を有し必要な場合には介入する権限を有することは、信託法にとって本質的である<sup>(79)</sup>。」

裁判所が伝統的に信託に対する監督権限を有してきたことは、信託紛争において裁判所へのアクセスの道を断ちうる仲裁についても、それを否定する根拠となり得る<sup>(80)</sup>。ケイマン諸島第一審裁判所(Grand Court of Cayman Islands)は2006年の判決で次のように述べている：「信託自体に、・・・信託義務を果たすことなく失敗した受託者を監督する内部的仕組みが組み込まれているかどうかは問題ではない。たとえこうした制御メカニズムが〔あっても〕・・・裁判所へのアクセスを完全に禁ずることの正当な理由にはならない。このような完全な禁止は、信託それ自体、

受益者の利益、および必要な場合に裁判所において受益者がその地位の是正を求める権利に反する。また、そのようなアクセスを完全に排除することは、公共の利益に完全に反する<sup>(81)</sup>。」実際、立法がなければ信託紛争に関する仲裁は不可能だとしたペーパーも、信託における裁判所の監督権限を根拠として、受益者および受託者の法的権利は裁判所によってのみ有効に決定されうるという考えに基づくものであった<sup>(82)</sup>。

#### (c) 近年の判決による示唆

けれども近年、事物的観点において、信託紛争は仲裁可能であるとの考えを前提とする判決が下されるようになっている。裁判所の信託に対する監督権限を根拠として仲裁可能性に疑義を呈する主張に対しては、契約法など他の法制度も裁判官によって生み出されてきたものであるけれども仲裁は認められており、それは信託の仲裁可能性を否定する根拠にはならないといった反論がなされている<sup>(83)</sup>。近年の判決は、こうした議論に直接依拠してはいないようにも見えるけれども、事物的観点から仲裁可能性を否定する議論を退けている。

##### (1) Rinehart 判決

1つめの判決は、オーストラリアのニューサウスウェールズ控訴院で2012年に下されたRinehart 判決である<sup>(84)</sup>。この事件は、家族信託における受益者（本件被上訴人）が、受託者（上訴人）の信託管理における非行を主張して、信託の変更や受託者の解任などを求めたことに起因する。上訴人は、被上訴人も合意している和解証書（Settlement Deed）に基づいて、本件は内密に行われる調停及び仲裁に付託されるべきと主張して訴訟手続の停止を求めた。そこで争点の1つが、受託者の解任請求は仲裁可能であるか否かであった。控訴院は、受託者の解任に関する請求の仲裁可能性について、事物的観点と救済的観

点とを分けて検討してはいなければ、その事物的観点からの仲裁可能性を前提とした判断を下した<sup>(85)</sup>。

本件で被上訴人が受託者の解任請求は仲裁による解決ができないと主張した理由は、それは制定法および固有権限によって裁判所のみが有する権限だというものであった。制定法は「信託の管理において不適切な行為をしたと裁判所によって認定された場合」に、裁判所に受託者を解任する権限を付与している<sup>(86)</sup>。さらに被上訴人は、そもそも信託はエクイティ裁判所の産物であり、裁判所が信託の管理に関して固有の監督権限を維持している点を指摘した<sup>(87)</sup>。先の制定法は、信託の管理に対して監督権限を有するエクイティ裁判所の固有権限を補完するものと位置づけられ<sup>(88)</sup>、紛争の事物的性質あるいは立法における取り扱いから、当該事項に関する紛争は仲裁による解決はできず、裁判所による解決が適切であると主張したのであった<sup>(89)</sup>。

この主張に対してニューサウスウェールズ控訴院は、少なくとも受託者と各受益者が紛争を仲裁に付託することに明示的に合意している場合には、受託者の解任請求についても仲裁は可能であるとの見解を示した<sup>(90)</sup>。控訴院も、信託はエクイティの産物であり、裁判所が信託の管理に関して固有の権限を有していて<sup>(91)</sup>、受託者の行為の適切性は厳格な公的審査を要する事項であることは認めた<sup>(92)</sup>。さらに、制定法によって裁判所の権限とされている新たな受託者の選任権限は、仲裁条項によっては篡奪され得ない事項であるという見解が示されていることも認めている<sup>(93)</sup>。しかし Bathurst 首席裁判官は、受託者と受益者の間で紛争を仲裁による解決に委ねることが合意されても、裁判所の監督権限は維持されておりそれは篡奪されてはいないとして、裁判所の管轄権を完全に篡奪するような仲裁合意でない限りは仲裁合意に効力を認めないと判示したのであった<sup>(94)</sup>。

## (2) Grosskopf 判決

2つめの判決が、2024年に高等法院で下された Grosskopf 判決である。この判決で高等法院は、信託の管理に関する紛争について、仲裁による解決に合意した当事者間での当該合意の効力を認める判決を下した。この事案は、7人の兄弟を受益者とし、そのうちの2人を受託者とする信託に関する紛争に起因した事案であった。本件原告である受益者の1人が、受託者は信託財産を低い価値で売却し自らに過剰な報酬を支払ったといった非行 (misconduct) があったと主張した。紛争当事者は、当該信託に関する紛争を仲裁で解決することに合意し、仲裁廷によっていくつかの中間判断が示された。けれども、そうした仲裁が継続中にもかかわらず、原告は受託者の信託違反を主張するとともに、信託に関する事柄の調査のため、1896年 Judicial Trustees Act に基づく裁判所選任受託者 (Judicial Trustee) の選任を求めて高等法院に訴訟を提起した。これに対して受託者が、提起されている問題は仲裁合意の対象であるとして、訴訟手続の停止を求めたのが本件である。

本件で原告は、裁判所選任受託者を選任する権限は、仲裁廷ではなく唯一裁判所によってのみ行使可能であるとして、本件請求は仲裁による解決が不可能であると主張した<sup>(95)</sup>。その根拠の1つとして原告は、信託の適切な管理を確保するための信託および受託者に対する監督権限を高等法院が有している点をあげた<sup>(96)</sup>。民事訴訟規則64部 (Part 64) は裁判所の監督権限の手続上の表明であり、その規則の下、関係当事者は受託者の行為に関して裁判所に指示を求めることができる<sup>(97)</sup>。原告はまさに受益者として、受託者の行為を調査するよう裁判所に求める権限を有しており、また裁判所選任受託者を選任する制定法上の権限は、裁判所が監督権限を行使する際に利用可能な武器の1つだと主張した<sup>(98)</sup>。

この点について裁判所は、受託者の行為や

当該信託管理上の問題に関する請求を、仲裁によっては解決できないとする理由は見当たらないと判示した。原告が主張している、受託者の非行が証明されるか、当該信託の管理が破綻しているか、あるいは裁判所選任受託者の選任を必要とする十分な理由が存在するかといった問題は、仲裁によって解決できない問題とは言えない<sup>(99)</sup>。実際に、こうした信託紛争を裁判所外で解決することを禁ずる制定法も公序良俗上の法理も存在していないし<sup>(100)</sup>、私的信託の規制に関する優越した制定法上の枠組みも存在していない<sup>(101)</sup>。裁判所が有する信託に関する監督権限は、裁判所自らが発動することができるものではなく、その行使が求められない限りにおいて、私的信託は裁判所の外での管理に委ねられており、実際に受託者はしばしば裁判所の外で任命されたり交代したりする<sup>(102)</sup>。高等法院はこのように、私的信託の管理が基本的に当事者間に委ねられていることを根拠に、本件請求の基礎にある受託者の非行や信託管理上の問題について裁判所外で解決することができないと言えないと判示したのであった。

## (iv) 信託紛争と救済非仲裁可能性(remedial non-arbitrability)

救済非仲裁可能性という問題は、紛争当事者は当該事柄について仲裁に委ねることは可能であるけれども、ある種の救済を与える権限を仲裁廷に付与することができないという場合に生ずる<sup>(103)</sup>。先の立法提案(iii)は、仲裁人に対し、制定法等で裁判所に付与されている権限のすべてを、仲裁人に対して付与することを可能にする提案を行っていた。これは救済非仲裁可能性に関する問題に対処するものと言えるだろう。信託の文脈においても、当事者の合意によっては仲裁人に付与することのできない、制定法が裁判所にのみ付与している救済が存在し、それによって仲裁可能性が否定されるか否かが問題となり得る<sup>(104)</sup>。

(a) 救済非仲裁可能性

一般的に仲裁廷は、その仲裁合意の当事者に対して救済を与える権限を有し<sup>(105)</sup>、当該仲裁合意の当事者とはなっていない第三者の法的利益に影響を与えるような救済を与える権限を持つことはできない<sup>(106)</sup>。たとえば、コモン・ロー法域では、上場会社 (registered company) が支払不能 (insolvent) に陥っている場合に債権者の申立てによってその会社の清算 (wind up) を命じる権限は、仲裁合意によって仲裁廷に付与することはできないとされている<sup>(107)</sup>。特に会社が支払可能 (solvent) な状態で申立てが清算出資者 (contributory) によってなされている場合については、確固たる判例があるとされる<sup>(108)</sup>。会社の清算を命じる権限は裁判所の排他的な権限であり、そのような命令を出すべきかどうかは唯一裁判所の裁量とされる<sup>(109)</sup>。

しかしながら判例は、裁判所が付与することのできる救済のすべてを仲裁人が認めることができないからといって、直ちに当該仲裁合意が無効となるわけではないとする<sup>(110)</sup>。たとえ裁判所のみが付与することのできる救済が問題となっていても、仲裁合意の当事者間にのみ関係し第三者の法的利益に関係しないような事柄については、仲裁廷も判断する権限を有する<sup>(111)</sup>。たとえば FamilyMart 判決は、公正かつ平衡に基づく会社清算の申立てにおいて、清算命令を出すことができるのは唯一裁判所だけだけれども、株主間合意の違反の主張など当事者間で争いのある事項が存在しうる場合には、それらの事項は仲裁廷に付すことが可能であり、その決定は当事者に対して拘束力を持つとした<sup>(112)</sup>。

(b) 信託の内部紛争における救済非仲裁可能性

信託紛争に関する救済的観点からの仲裁可能性の問題についても、上述した Rinehart 判決および Grosskopf 判決が示唆を与える。

(1) Rinehart 判決

上述した Rinehart 判決において、被上訴人は受託者の解任請求について、救済方法の観点からも仲裁による解決が不能であることを主張していた。先に示した通り、受託者の解任に関する裁判所の権限は制定法に由来するものである一方、仲裁人の権限は制定法ではなく当事者間の私的な合意に由来するに過ぎない<sup>(113)</sup>。こうした主張に対してニューサウスウェールズ控訴院は、裁判所が付与することのできる救済のすべてを仲裁人が付与することができないとしても、それは必ずしも当該紛争が仲裁不能というわけではないと判示した<sup>(114)</sup>。本件で問題となっていた受託者の解任請求に関しては、仲裁人が受託者を解任したり財産帰属命令 (vesting order) を発したりする権限を有していないとしても、仲裁人は①受託者に辞任、②新たな受託者の任命、③信託財産のその者への移転を命じることができ、それによって解任に関する請求に実質的な効力を与えることができるとして、救済に関する観点からの仲裁可能性を否定する主張を退けた<sup>(115)</sup>。

(2) Grosskopf 判決

上述した Grosskopf 判決も、救済的観点からの仲裁可能性の問題について、請求が当該仲裁廷の付与することのできない救済を求めている場合に当該請求は仲裁不能となるか、という一般的な形で取り上げ、回答している。Clark 裁判官は、この点について直接に扱ったイングランド判例はないしながらも<sup>(116)</sup>、上記 Rinehart 判決と FamilyMart 判決という 2 つの判例を根拠として、仲裁可能性は否定されないと判示した。高等法院は Rinehart 判決について<sup>(117)</sup>、「裁判所に認められている救済のすべてを仲裁人は付与することができないという事実は、当該紛争が仲裁不能であることを意味しない」という声明を引用し<sup>(118)</sup>、受託者の解任に関する請求を仲裁に付託する合意は公序良俗に反しない

という見解を示した判決であると捉える。さらに、FamilyMart 判決については、仲裁廷が清算命令を出す権限を有しないとしても株主間での合意の違反に関する事柄は仲裁可能と判示したものであると捉え<sup>(119)</sup>、そこで当事者間の関係性は本件で問題となっている受益者－受託者間の関係性と実質的に相違はないと結論づけた。Clark 裁判官は、たとえ特定の救済が仲裁によって得られないとしても、それは単に当事者が異なる紛争解決メカニズムを選択した結果に過ぎないとも指摘している<sup>(120)</sup>。このように高等法院は、裁判所選任受託者の任命という仲裁廷が与えることのできない救済が請求されても、裁判所選任受託者の任命を求める根拠となっている事柄－受託者の非行－は仲裁による解決に適しており、かかる仲裁において仲裁廷は被告の立場に関する執行可能な指示を行う権限を有しているので、当該紛争が仲裁不能になるわけではないと判示したのであった<sup>(121)</sup>。

## B. 信託紛争における仲裁による紛争解決の「同意」に関する問題

たとえ信託紛争は仲裁による解決が可能だとしても、仲裁が信託紛争を効果的に解決する手段とならなければ、仲裁によるそうした紛争の解決の妨げとなり得る。実際、TLC の立法提案は、単に信託紛争について仲裁を可能とすることだけを提案していたわけではなかった。TLC は上述の立法提案(i)で信託に規定された仲裁条項を有効としそれに基づく仲裁を拘束力あるものとする立法提案を行うとともに、立法提案(iv)で未成年の受益者などに対して仲裁条項が拘束力を持つようなメカニズムの創設を提案していた。さらに TLC は、同意能力を有する当事者の合意がある場合などを除いて、信託による人々の権利義務を決定する仲裁を公開において行うことも提案していた。提案(iv)が端的に示すように、これらの提案は共通して「同意」という問題に対処するための提案であることがわか

る。信託紛争を効果的に仲裁によって解決することを可能とするためには、仲裁の前提となる合意を如何に確保するのかという問題が存在する。

### 1. 問題の所在：「合意」の欠如

上記立法提案(i)は、信託に規定された仲裁条項に効力を付与する提案であった。仲裁条項とは、信託証書に置かれた「当該信託証書に基づく信託に起因する紛争が生じたときは、その紛争を仲裁で解決する」といった規定のことである<sup>(122)</sup>。この提案はアメリカでしばしば強制仲裁条項の効力として議論される問題に対処しようとするものである<sup>(123)</sup>。立法提案(i)で念頭に置かれる典型的な状況は、信託の管理を巡って受益者が不満を持ち、受託者の信託違反等を主張して裁判所に訴訟を提起するけれども、受託者は信託に規定されている信託条項を根拠に当該紛争は仲裁によって解決されるべきとして裁判所に訴訟手続の停止を求める、といった状況である<sup>(124)</sup>。上述の立法提案が、信託条項を有効とするだけでなく受益者にその拘束力を及ぼす立法が必要であると考えた背景には、単に信託条項を有効としても何らかの受益者に対しては当該信託条項の効果を及ぼすことができない可能性があることを示唆している。では、なぜこうした立法をしないと、信託条項の効力を及ぼすことができない受益者が生じうるのか。

この問題は、合意を前提とする仲裁とその成立に合意が前提とされない信託とを接合させることに由来する。仲裁は当事者間の合意によって行われる紛争解決方法であり<sup>(125)</sup>、現在あるいは将来の紛争について仲裁に付託する「仲裁合意（arbitration agreement）」が必要となる<sup>(126)</sup>。一方で、信託の成立には受託者や受益者の合意を必要としない<sup>(127)</sup>。信託は契約ではないとされ、遺言信託のように受益者等の同意なく委託者が一方的に設定することも可能である。そのため、信託に規

定された信託条項に対しても、信託紛争において紛争当事者となりうる受益者の合意が存在しない場合があるのである<sup>(128)</sup>。そうなると、信託に仲裁条項が規定されていても、仲裁に反対する受益者にその効力を及ぼすことはできず、仲裁は紛争の実質的解決をもたらさなくなる。

## 2. 同意の認定の可能性

しかしながら、立法がなされていない現行法の枠組みにおいても、一定の受益者に対しては仲裁を強制することが可能であるとの見解が示されてきた。仲裁の前提となる受益者による明示的な合意が存在しない中でも、合意と同視することのできる受益者による信託条項に対する黙示的な「同意」を認定することができるというのである。こうした同意が認定できる根拠についてはいろいろな表現が使われてきたけれども<sup>(129)</sup>、そこでの考え方には共通している：受益者が当該信託による利益を受けている場合には、利益を受けた時点で当該信託に「同意」したのであって、当該信託に規定された仲裁条項にも同様に（少なくとも黙示的に）「同意」しているという考え方である。

TLC も指摘するように、このような考えは実際に判例上も示唆されてきた<sup>(130)</sup>。たとえば、先に紹介した Wynn 判決において Danckwerts 裁判官は、当事者の主張を説明する形ではあるけれども<sup>(131)</sup>、次のように述べている：

「遺言に基づく受益者は、遺言者の厚意によるものを受けにすぎないと見え、当該遺言の規定以外から離れた如何なる権利も有しないので、当該遺言に定められた条件に従い、その条件を遵守して当該利益を受けねばならないと言えるかもしれない。したがって、もしそうであるなら、なぜ遺言者は遺言による受益者に対して、受託者の決定に従うことを求める条件を課すことが

できないのだろうかと問うこともできるだろう<sup>(132)</sup>。」

また、2014年の Crociani 枢密院判決で、Neuberger 裁判官も次のように述べている：「当然ながら、信託の利益を享受することを望む受益者は、当該信託の条項に拘束されることを受け入れるものと期待される…<sup>(133)</sup>」

上記立法提案もその前提として、受益者は利益享受によって同意が認定されるとの考えを有していたことが、その提案の構造において示されている。同提案は、いわゆる “rocket-launcher” に対して異議が唱えられている場合を、本件立法提案によって仲裁条項の効力を及ぼす対象から除外していた。Rocket-launcher に対する異議というのは、問題となっている信託それ自体の有効性を争う場合をいう<sup>(134)</sup>。信託の設定において委託者に対する不当威圧（undue influence）などがあったとして、仲裁条項を含む信託の成立自体を争う場合が典型的な例である。先に見たように、立法提案(i)は、信託に規定される信託条項に受益者に対する強制的な効力を持たせる一方で、「遺言または信託の全部または一部の有効性に関する紛争を除く」と規定して、明示的に rocket-launcher に対する異議の場合をその対象から除外していた。一般的に仲裁法においては、可分性法理（separability）が存在し<sup>(135)</sup>、仲裁条項を含む合意全体の有効性が問題となったとしても、仲裁条項は合意全体とは別に扱われ、当該仲裁条項の成立それ自体に直接向けられた異議でない限りは、仲裁条項は有効として扱われる<sup>(136)</sup>。しかし、立法提案は、rocket-launcher に対する異議の場合を包括的に除外しており、仲裁に反対する受益者を拘束する根拠として、受益者の利益享受をその前提としていたといえる。信託の成立自体を争う場合、受益者はそこから得られる利益を得る前提自体を争っており、未だ信託からの利益を得ているという事情が存在しない。したが

って、rocket-launcher に対する異議において、利益享受を根拠として受益者に同意を認定することはできない。Rocker-launcher への異議を敢えて除外した立法提案も、合意を前提とする仲裁を仲裁による紛争解決に反対する受益者に強制するためには、立法であっても、利益享受による同意の認定という理解が必要であると認識していたといえるだろう。

### 3. 認定される同意の強度

しかし、利益享受を根拠として同意が認定できたとしても、当該紛争に利害関係を持つ受益者の中に、すでに当該信託から利益を受けている受益者と未だ利益を受けていない受益者が混在する場合には、仲裁は効果的な紛争解決とはならない可能性がある<sup>(137)</sup>。この場合、前者に対しては同意の認定ができるても、後者には同意の認定ができない。そのため、後者の利害に影響を及ぼさない形で仲裁ができなければ、前者に対して仲裁を強制しても、それは効果的な紛争の解決を導くものではない。

それだけでなく、認定される同意の効力自体も、仲裁条項の確実な執行を求めるならば、必ずしも安定したものとは言えず、立法の必要性を排除できるとは言えない。実際、こうしたロジックによって受益者の仲裁条項に対する同意が認定される可能性が示される一方で、こうした同意の認定は必ずしも強固なものではないとの考えが示されている。信託に規定された排他的管轄権条項の解釈が問題となつた Crociani 判決で枢密院司法委員会は<sup>(138)</sup>、信託に規定された紛争解決に関する条項の、特にその執行に反対する受益者に対する効力について、契約に規定された場合と比較してその拘束力が弱いことを指摘した<sup>(139)</sup>。同判決で枢密院司法委員会は、排他的管轄権条項が契約に規定されているときには、その規定に反して原告が訴訟を提起した場合、当該訴訟を継続させることを正当化する責任は当該原告にあり、通常「強力な理由

(strong reasons)」を示さなければならないとする<sup>(140)</sup>。しかしながら、契約の当事者と比べ信託の受益者の場合、信託に規定された排他的管轄権条項の執行に反対することはより難しくない (less difficult) と述べた<sup>(141)</sup>。その理由として枢密院司法委員会は、信託における裁判所の監督権限を指摘する。裁判所は主に受益者の利益を保護するために、信託の管理に対して監督する権限を有しており、それは契約の場合と明確に異なる点だという<sup>(142)</sup>。もちろん、枢密院司法委員会はその前提として、信託に規定された排他的管轄権条項の受益者に対する効力を認めてはいる。受託者は信託に規定された排他的管轄権条項を主張しそれを執行する一応の (prima facie) 権限を有するとする<sup>(143)</sup>。けれども、そうした条項の存在に対して与えられる重みは、契約に規定された排他的管轄権条項よりも小さいとした<sup>(144)</sup>。

### 4. 同意できない紛争当事者の存在

信託に規定された仲裁条項に効力を持たせるためには、仲裁の前提となる合意、あるいは少なくともそれと同視できるだけの何らかの「同意」が必要であるという観点からみると、立法提案(iv)がなされた理由も見えてくる。TLC が創設を提案したメカニズムによって仲裁条項の拘束力を及ぼそうとした者—未成年、未だ生まれていない、未だ確定されていない、無能力の（以下ではこれらを併せて未成年とする）受益者一は、たとえ上述の利益享受に基づく同意という理論を使ったとしてもなお、同意の存在を導くことはできない者である。そもそもこうした受益者は同意自体をすることができないのである。信託において、受益者に未成年者が設定されることしばしばである。にもかかわらず、こうした受益者が存在する場合に、たとえ同意能力のある受益者から提起された受託者の信託管理上の問題を原因とする訴訟提起に対し、当該受益者に対しては利益享受による同意の認定と

いうロジックを使って仲裁を強制できたとしても、その仲裁で出された判断の効力を同意できない未成年受益者に対して拘束力のあるものとして及ぼすことができないのであれば、真にその紛争を仲裁によって解決することはできないことになる。そのため、未成年受益者の利害を適切に保護しつつ信託紛争の効果的解決を図ることができるよう<sup>(145)</sup>、立法提案(iv)は、裁判所でこうした紛争の解決を図る場合に採られている方法を、仲裁条項に基づく仲裁においても可能とするような提案を行ったのである。

##### 5. 同意を認定した場合に生じる問題：裁判を受ける権利に関する問題

さらに、仲裁の公開に関する立法提案(v)も、この問題の本質は同意に関する問題であるといえる。上述のように、信託中に規定された仲裁条項に基づく仲裁が紛争の真に効果的な解決を導くためには、それに明示的に合意していなかつたりそもそも合意できなかつたりする者の存在にもかかわらず、それらの者も含めた利害関係者全員に対して、当該仲裁条項の効力を及ぼしそれに基づく仲裁による紛争解決をいわば強制する必要がある。问题是、そうした枠組みを設定した場合の、デュー・プロセスといった個人の人権との抵触である<sup>(146)</sup>。

そもそも仲裁の特徴は、それが非公開で行われるところにあるといわれる<sup>(147)</sup>。TLCが指摘した仲裁のメリットの1つは、まさにその秘匿性であった。にもかかわらず、TLCは、①未成年者の利益が関係している場合、②未成年者の利益は関係しておらず完全なる能力を有する当事者がその他の合意をしている場合、③当事者の申立てに基づき裁判所が他の指示をしている場合、という3つの場合を除いては、信託によって何らかの者の権利義務を決定する仲裁に関しては公開においてそれを実施することを提案したのである。

こうした提案がなされたのは、イギリスも

加盟するヨーロッパ人権条約（ECHR）が保障する裁判を受ける権利との抵触が問題となつたからであった。同条約6条は次のように規定する：

「すべての者は、その民事上の権利義務の決定または刑事上の罪の決定のため、法律で設置された、独立の、かつ、公平な裁判所による合理的な期間内の公正な公開審理を受ける権利を有する。判決は、公開で言い渡される。ただし、報道機関および公衆に対しては、民主的社会における道徳、公の秩序もしくは国の安全のため、また、少年の利益もしくは当事者の私生活の保護のため必要な場合において、またはその公開が司法の利益を害することとなる特別な状況において裁判所が真に必要があると認められる限度で、裁判の全部または一部を公開しないことができる<sup>(148)</sup>。」

特に TLC が問題になり得るとしたのが、審理の公開性を要求する部分であった<sup>(149)</sup>。信託紛争が生じ、それを申立てている者の民事上の権利義務が争点となり、その紛争解決手続がその権利義務を決定づけるものである場合には、この公開性の要件が問題になるとした<sup>(150)</sup>。

しかし、TLC も述べるように、欧州人権条約6条1項の公開性の要件は絶対的なものではないとされる。その規定自身が言及するように、少年の利益保護が問題となる場合は公開性要件の例外とされている。立法提案において公開の要求が除外されていた①の場合は、これに対応したものと言える。また、審理の公開が司法の利益を害することとなる特別な状況に関しても、裁判所が真に必要と認める範囲で公開性の例外が規定されており、立法提案において除外されていた③がこれに対応するものと言えるだろう。

さらに、公開の審理を受ける権利は、放棄する（waive）ことが可能とされる。欧州人

権裁判所は、放棄が行われている例としてまさに仲裁を指摘しており、それは原則として条約に反するものではないと判示している<sup>(151)</sup>。したがって当該権利の放棄がなされている場合には、非公開で行われる仲裁も条約に違反するものではない<sup>(152)</sup>。立法提案が除外していた②は、こうした放棄の場合を規定したものと言える。完全なる能力を有する受益者が、紛争が生じた際に他の紛争当事者（典型的には受託者）との間で仲裁合意を結び、それに基づいて仲裁が行われる場合には、公開の審理に関する権利の放棄があったといえるので、審理の公開がなされなくとも欧州人権条約上の問題は生じない。

しかしながら、受益者に未成年者が含まれず完全なる能力を有する者だけであるとき、上述のような利益享受を根拠として受益者の同意の認定をした場合には、権利侵害の問題が生じうる。公開の審理を受ける権利について、上述のように放棄は可能とされているけれども、その放棄は真に自発的なものでなければならない<sup>(153)</sup>。受益者について利益享受を根拠とした信託条項への同意を認定した場合、公開の審理を受ける権利について真に自発的な放棄をしたと言えるかが問題となりうるのである。こうした懸念から TLC は立法提案(v)において、仲裁の公開という、仲裁の本来のあり方からすると異質に見える提案を行ったのである。

#### **V. 考察：信託と仲裁の相性の悪さ**

以上、信託紛争を仲裁で解決しようとする場合にイングランド法上問題となり得る点として指摘されてきたところを、TLC の立法提案を起点として検討してきた。ここでは、問題点とされてきた事柄が生じる原因について、若干の考察を行う。

#### **A. 信託紛争を仲裁で解決しようとする場合のイングランド法上の問題点**

信託紛争を仲裁で解決しようとする場合、イングランド法上、大きく分けて 2 つの問題があるとされていた。1 つは、現在は仲裁可能性として議論される問題であり、そもそも信託紛争は仲裁によって解決可能な種類の紛争なのかという問題であった。そしてもう 1 つの問題が、同意の問題であった。ここで専ら問題となっていたのは、信託に規定された仲裁条項の強制的効力である。信託紛争を仲裁によって効果的に解決するためには、当該信託に利害を持つ者すべてに対し、仲裁による紛争解決の効果を及ぼす必要がある。しかし、そこで典型的に問題となる受益者には、信託に同意していない者、あるいはそもそも同意をする能力を有さない者が含まれる場合がある。こうした場合に、合意を基礎とする仲裁に対する合意と同視できるだけの何らかの同意をどのように確保するのかが問題となっていた。

#### **B. 2 つの相性の悪さ**

信託紛争の仲裁による解決に関するこうした問題は、仲裁と信託の 2 つの側面での相性の悪さに起因するものと言えるだろう。1 つは歴史に基づく相性の悪さ、もう 1 つは、それぞれの法制度の性質に基づく相性の悪さである。

##### **1. 歴史に由来する相性の悪さ**

相性の悪さの原因の 1 つは、仲裁と信託それぞれの歴史に由来するものであった。双方の歴史において裁判所の監督権限が強調され、それが信託紛争の仲裁による解決は不可能であるという議論に影響を与えていた。仲裁の文脈においては、歴史的に裁判所の管轄権の篡奪を禁ずる法理があり、仲裁に対して否定的な判断がなされる場合があった。一方で信託の文脈においても、歴史的に信託管理に対する裁判所の監督権限が強調されてき

た。この2つが結びつくことによって、裁判所による監督権限の縮減になりかねない仲裁による紛争解決は可能でないと指摘がなされてきたのである。しかしながら、この歴史的相性の悪さは、仲裁を好ましいとする政策の下で、克服されつつあるように見える。実際に近時、信託紛争の仲裁可能性を認める判例が見られるようになり、この問題は過去のものとなってきている。

## 2. 性質に由来する相性の悪さ

相性の悪さのもう1つの原因は、仲裁と信託それぞれの法制度の性質に由来するものと言える。仲裁は「仲裁合意」に基づいて行われる紛争解決手段であり、大前提として紛争当事者のそれによる紛争解決への合意を必要とする。一方で、信託はその成立において受益者の合意を必要としない<sup>(154)</sup>。合意を基礎とする仲裁と合意に基づかずして成立する信託との相性の悪さが、信託紛争の仲裁による効果的な解決に対する大きな障害となっていたのである。

上述のイングランド法上の議論からは、この性質上の相性の悪さが生じる原因には、信託の本質において受益者の利益をどう位置づけるかを巡る問題があったと言える。これは相互に関連しているけれども、2つの問題として示されていた。

1つめは、信託の本質における裁判所の監督権限の位置づけという問題として示されていた<sup>(155)</sup>。信託における裁判所の監督権限は、単に歴史的なものではなく、現在においてもその重要性が指摘されている。信託中の紛争解決に関する条項の効力が問題となったCrociani枢密院判決では、契約と信託の違いを論じる中で、信託における裁判所の監督権限の存在が重視されていた。信託においてはしばしばその「縮減できない核心(irreducible core)」として「受益者の信託を執行し受託者に対してその行為について報告を求める権利」が指摘され<sup>(156)</sup>、「受益者が受託者に対し

て執行可能な権利を有していないならば、信託は存在しない」とも言われる<sup>(157)</sup>。この「縮減できない核心」において、裁判所の監督権限をどのように位置づけるかという問題が、性質上の相性の悪さの背景にある問題の本質であった。こうした受益者の権利を、裁判所による監督あるいは権利執行を受ける権利までをも含むものと考えるならば、裁判所へのアクセスを実質的に制限することになる仲裁による紛争解決をそれに明示的に合意していない受益者に強制する場合には、その受益者の信託における本質的権利を侵害すると言いうる<sup>(158)</sup>。言い換えれば、裁判所の監督権限によってしか保護され得ない信託の本質というものがあるのかという問題が、相性の悪さの本質にある問題であった。イングランド法はこうした裁判所の監督権限の重要性を認めしており<sup>(159)</sup>、それが仲裁条項に基づく信託紛争の仲裁による解決の促進において問題となっていた。

もう1つの問題は、より直接的に、信託の本質における受益者の利益の位置づけという問題として示されていた。上述のように信託の「縮減できない核心」として受益者の権利があるとされるけれども、その性質をどのように捉えるかという問題が、信託条項の強制的効力を巡る問題で提起されていた。イングランド法において、信託条項の効力を受益者に対して強制的に及ぼすことを可能とするロジックとして受益者の利益享受が指摘され、その正当化根拠として受益者は遺言者や委託者から偶々利益を与えられた者にすぎないという理解が示されていた。あくまでも受益者の利益は委託者の厚意によるものに過ぎないのであるから、委託者が設定した仲裁条項にも従わなければならないという論理である<sup>(160)</sup>。一方で、受益者を単に利益を受ける者として位置づけるのではなく、より権利を有する者として位置づける見方もまた示されていた。紛争解決条項が信託に規定されている場合、それが契約に規定されていた場合よ

りも拘束力が弱いと指摘したCrociani枢密院判決は、受益者の利益をより権利として裁判所による保護の対象とする見方を示していたともいえる<sup>(161)</sup>。イングランド法は信託における受益者の権利保護の重要性を認めており、それが仲裁条項に基づいた信託紛争の仲裁による解決の促進において問題として立ちはだかっていたのである。

## V. 結 論

本稿は、信託紛争を仲裁によって解決する際に、イングランドの現行法上どういった点がその障害となっているのかについて、TLCの立法提案を起点として議論されているところを考察した。障害となっていたのは、信託と仲裁の2つの相性の悪さであった。1つめの歴史に由来する相性の悪さは現在過去のものとなりつつある一方で、もう1つの性質に由来する相性の悪さは、より信託の本質に関係した問題を提起していた。信託において受益者の利益をどのように位置づけるのかという問題において、受益者の権利保護の重要性とそこでの裁判所の監督権限のあり方が、イングランド法上、信託紛争の仲裁による効果的解決を図る際に大きな問題となっていたのであった。

### 【注】

- (1) 一般社団法人信託協会「News Release」(令和6年12月25日) [https://www.shintaku-kyokai.or.jp/archives/038/202412/trusts\\_20241225+.pdf](https://www.shintaku-kyokai.or.jp/archives/038/202412/trusts_20241225+.pdf)
- (2) たとえば、伊庭潔・西片和代「弁護士から見た民事信託の利用状況と課題」『信託・信託法の直面する新課題に関する研究』(トラスト未来フォーラム研究叢書No.99) 149頁, 167頁 (2024年).
- (3) 「パネルディスカッション」(シンポジウム「信託法制定100年」) 信託法研究第46号 74-75頁 (2022) (樋口範雄の発言).

- (4) ただし、制定法上、“arbitration”は定義されていないとも言われる。cf. Michael J. Mustill & Stewart C. Boyd, *The Law and Practice of Commercial Arbitration in England* (1982), 41.
- (5) Arbitration Act 1996 s 1(b).
- (6) *Ali Shipping Corp v Shipyard Trogir* [1999] 1 WLR 314, 325-326.
- (7) Arbitration Act 1996 s 66(1).
- (8) See, e.g., *AT & T Mobility LLC v Conception* (2010) 563 U.S. 333, 339.
- (9) *Republic of Mozambique v Privinvest Shipbuilding SAL (Holding)* [2023] UKSC 32; [2024] 1 All ER 763 at [45]-[46].
- (10) 高橋脩一「アメリカの信託における強制仲裁条項の効力を巡る近年の展開」『アメリカ法における相続プランニングと信託』(トラスト未来フォーラム研究叢書No.94) 121頁 (2023年) 参照。
- (11) E.g., *Boyle v Anderson* (2022) 871 SE.2d 226 (Va.).
- (12) そうした法域として、たとえばバハマやマルタ、ガンジーなどが指摘されている。See, e.g., Anna Peccarino & Tom Lowe, “*Arbitration of Trust Disputes in the Cayman Islands*” in SI Strong (ed), *Arbitration of Trust Disputes* (2016) 349.
- (13) Mark Herbert, “*Trust Arbitration in England and Wales: Trust Law Committee*” in SI Strong (ed), *Arbitration of Trust Disputes* (2016) 228; Michael Nueber & Hendrik Puschmann, “*Arbitration of foundation and trust disputes in Liechtenstein and the United Kingdom—a comparative analysis*” (2018) 24(5) *Trusts & Trustees* 418, 421.
- (14) 立法提案は次の文献に掲載されている: Trust Law Committee, “*Arbitration of trust disputes*” (2012) 18(4) *Trusts & Trustees* 296 (hereinafter, TLC).
- (15) 本稿が参考とした主な文献は以下の通りである: Hebert (n13); Lucas Clover

Alcolea, "Trust arbitration: 99 problems and 99 solutions" (2020) 26 (3) *Trusts & Trustees* 260; Matthew Conaglen, "The Enforceability of Arbitration Clauses in Trusts" (2015) *Cambridge L.J.* 450; Rafael Ibarra Garza, "(Un)enforceability of trust arbitration clauses in civil and common law" (2016) 22 (7) *Trusts & Trustees* 759; Nueber & Puschmann, (n13) ; Nicholas Le Poidevin, "Arbitration and trusts: can it be done?" (2012) 18(4) *Trusts & Trustees* 307; David Brownbill, "Arbitration of trust disputes" (2014) 20 (1&2) *Trusts & Trustees* 30; David Brownbill, "Arbitration of Trust Disputes Under the Bahamas Trustee Act 1998" in SI Strong (ed), *Arbitration of Trust Disputes* (2016) 313; Peccarino & Lowe, (n12); Paul Buckle, "Trust Arbitration in Guernsey" in SI Strong (ed), *Arbitration of Trust Disputes* (2016) 289; Toby Graham, "The problems with compulsory arbitration of trust disputes" (2014) 20 (1&2) *Trusts & Trustees* 20; Tony Molloy & Toby Graham, "Arbitration of trust and estate disputes" 18 (4) *Trusts & Trustees* 279; Lawrence Cohen & Joanna Poole, "Trust arbitration—is it desirable and does it work?" (2012) 18(4) *Trusts & Trustees* 324; Daniel Clarry, "The Removal of Trustees by Arbitration: Australia and England" in SI Strong (ed), *Arbitration of Trust Disputes* (2016) 256; Tony Molly, "Trust Arbitration in New Zealand" in SI Strong (ed), *Arbitration of Trust Disputes* (2016) 364; James Anson-Holland, "The arbitration of trust disputes in New Zealand—a new frontier?" (2022) 28(5) *Trusts & Trustees* 376; Adan Silverwood, "Mandatory arbitration of internal trust disputes: a critical perspective" (2019) 25(5) *Trusts & Trustees* 507.

(16) See Anson-Holland, (n15) at 377.

- (17) Trustee Act 1925, ss 15(f), 69(2); Conaglen, (n15) at 451 n.5.
- (18) 以下では、信託の内部紛争を単に「信託紛争」と表現する。
- (19) Herbert, (n13) at 233.
- (20) Ibid. at 233.
- (21) TLC, (n14) at 298–99.
- (22) Ibid. at 300
- (23) Ibid.
- (24) Ibid. at 299.
- (25) Ibid.
- (26) Ibid. at 300.
- (27) Ibid. at 299.
- (28) Ibid. at 296; Herbert, (n13) at 233–34.
- (29) TLC, (n14) at 305–06. 以下の5つの提案は、基本的にこの部分をまとめている。
- (30) Ibid. at 299–300.
- (31) 第44.104条について TLC は、その規定がデフォルトとしての制定法上定められた仲裁手続を当事者に対して提供する効果を持つものとしている。Ibid. at 300. つまり、信託に仲裁条項が定められているけれどもその仲裁で依拠すべき仲裁手続に関する定めが置かれていない場合の処理について、州の仲裁法上の規定をデフォルト・ルールにするという規定である。
- (32) Conaglen, (n15) at 451.
- (33) cf. *PJSC National Bank Trust v Mints* [2022] 1 WLR 3099 at [27].
- (34) Conaglen, (n15) at 451.
- (35) *Raguz v Sullivan* [2000] NSWCA 240 at [46]（「コモン・ローの歴史は、国内および国際的な両面において、仲裁に対する不信（distrust of arbitration）の長い伝統を示してきた」）；Conaglen, (n15) at 459.
- (36) *Kill v Hollister* (1746) 1 Wils KB 129; 95 ER 532; Conaglen, (n15) at 459.
- (37) *Czarnikow v Roth Schmidt & Co* [1922] 2 KB 478, 491.
- (38) Alcolea, (n15) at 262; Conaglen, (n15) at 459.

- (39) *Scott v Avery* (1856) 5 HLC 811, 845–46 (10 ER 1121).
- (40) *Ibid.* at 841.
- (41) *Czarnikow v Roth Schmidt & Co* [1922] 2 KB 478, 489.
- (42) TLC, (n14) at 301.
- (43) *In re Raven* [1915] 1 Ch 673.
- (44) 本件の問題において、2つの団体は完全に独立した団体とされる。
- (45) *Raven*, [1915] 1 Ch 673, 677.
- (46) 本件について Warrington 裁判官は、矛盾 (repugnancy) という観点からも、遺言者は裁判所による判断の機会を奪うことは許されないと判示を行った。遺贈により特定の法的権利を付与する一方で、その法的権利が享受できるかどうかについて裁判所による判断の権利を認めないとすることは、矛盾であるといつのである。*Ibid.* at 677.
- (47) *Ibid.* at 677–80.
- (48) *Ibid.* at 679.
- (49) *Ibid.*
- (50) *In re Wynn* [1952] 1 Ch 271, 275.
- (51) 本件でも、贈与における矛盾 (repugnancy) も無効理由として主張され、裁判所はその点でも *Raven* 判決を根拠に無効と判示した。*Ibid.* at 278.
- (52) *Ibid.* at 278–79.
- (53) *Ibid.* at 278.
- (54) *Ibid.* at 279.
- (55) Le Poidevin, (n15) at 308.
- (56) *Scott*, (n39) at 841.
- (57) *Czarnikow*, (n37) at 489–90.
- (58) See Conaglen, (n15) at 460.
- (59) *FamilyMart China Holding Co Ltd v Ting Chuan (Cayman Islands) Holding Corp* [2023] UKPC 33; [2024] 1 All ER (Comm) 697 at [27].
- (60) こうした制定法の展開については、see Alcolea, (n15) at 262; Conaglen, (n15) at 460–61.
- (61) *Channel Tunnel Group Ltd v Balfour Beatty Construction Ltd* [1993] AC 334.
- (62) *Mozambique*, (n9) at [45].
- (63) *FamilyMart* (n59) at [70].
- (64) *cf.* Art. II(3) of Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards (the New York Convention).
- (65) 本件は、株主間合意から生じる紛争を仲裁によって解決する旨の合意により、当該合意の当事者は、経営が紛争の焦点となっている会社の清算手続の申立てを妨げられるか否かが争われた事例である。*FamilyMart* (n59) at [1]. 適用法はケイマン諸島のそれであったけれども、枢密院司法委員会はイングランド法を中心としたコモン・ロー法域の法状況を参照して判断を行っている。
- (66) *Ibid.* at [70].
- (67) *Ibid.*
- (68) たとえばイングランドでは、雇用と差別の分野にそうした例が見られるとされる。*Ibid.* at [71] (citing Employment Rights Act 1996 s 203; Equality Act 2010 s 144 (1)).
- (69) *Ibid.*
- (70) *FamilyMart* (n59) at [72] - [73] (citing Lord Mustill & Stewart Boyd, *Commercial Arbitration* p.71 (2001); G. Born, *International Commercial Arbitration* (3<sup>rd</sup> edn, 2021) Vol. I, p.1029 at para 6.01).
- (71) E.g., *Fulham Football Club (1987) Ltd v Richards* [2012] Ch 333 at [37]–[38].
- (72) *Rinehart v Welker* [2012] NSWCA 95 at [164].
- (73) ただし、Wynn 判決のすぐ後に貴族院で下された *Board of Management of Dundee General Hospitals v Walker* [1952] 1 All ER 896 によって、Wynn 判決の権威は弱められているとの主張もなされている。Herbert, (n13) at 244–45; Conaglen, (n15)

- at 462–63.
- (74) See Brownbill, (n15) at 318.
- (75) TLC, (n14) at 300; Conaglen, (n15) at 469.
- (76) 高橋脩一（書評）「神作裕之・三菱UFJ信託銀行ファイデューシャリー・デューティー研究会編『ファイデューシャリー・デューティーの最前線』」*信託法研究*48号147頁（2024）参照。
- (77) See Alcolea, (n15) at 261.
- (78) *Morice v Bishop of Durham* [1803–13] All ER Rep. 451, 458.
- (79) *Schmit v Rosewood Trust Ltd* [2003] 2 AC 709 at [36].
- (80) See Alcolea, (n15) at 261; Conaglen, (n15) at 459.
- (81) *AN v Barclays Private Bank and Trust (Cayman) Ltd* (2006) 9 ITELR 630 at [92].
- (82) TLC, (n14) at 300; Herbert, (n13) at 238.
- (83) E.g., ibid. at 238.
- (84) *Rinehart* (n72).
- (85) 本件では仲裁可能性に関する問題の前提として、本件紛争が問題となっている仲裁条項の対象となる紛争かという点が争われ、控訴院はその対象ではないと判示した。そのため、仲裁可能性に関する争点は傍論と位置づけられる。*Grosskopf v Grosskopf* [2024] EWHC 291 (Ch); 27 ITELR 212, 229 n.1.
- (86) *Rinehart*, (n72) at [150].
- (87) Ibid.
- (88) Ibid.
- (89) Ibid.
- (90) Ibid. at [175].
- (91) Ibid. at [173].
- (92) Ibid. (citing *Rinehart v Welker* [2011] NSWCA 403 at [52]).
- (93) Ibid. at [174] (citing L. Cohen & M. Staff, “*The Arbitration of Trust Disputes*” (1999) 7(4) *Journal of International Trust and Corporate Planning*).
- (94) Ibid. at [175].
- (95) *Grosskopf*, (n85) at [56].
- (96) Ibid. at [60].
- (97) Ibid.
- (98) Ibid.
- (99) Ibid. at [61].
- (100) Ibid.
- (101) Ibid. at [62].
- (102) Ibid.
- (103) *FamilyMart*, (n59) at [75].
- (104) 実際に、以下でみるように Rinehart 判決の多数意見は救済的観点からの仲裁可能性を認めたけれども、反対意見は救済的観点からの仲裁可能性を否定している。*Rinehart*, (n72) at [225]–[228] (Young JA, dissenting).
- (105) *FamilyMart*, (n59) at [76].
- (106) Ibid.
- (107) Ibid. at [75].
- (108) Ibid.
- (109) Ibid.
- (110) *Fulham*, (n71) at [103].
- (111) *FamilyMart*, (n59) at [78].
- (112) Ibid. at [77].
- (113) *Rinehart*, (n72) at [151].
- (114) Ibid. at [170]–[172].
- (115) Ibid. at [176].
- (116) *Grosskopf*, (n85) at [68].
- (117) 上記で引用した判例集においては、事件名が Rhinehart v Welker と表記されている。
- (118) *Grosskopf*, (n85) at [69].
- (119) Ibid. at [70] (quoting *FamilyMart*, (n59) at [33]).
- (120) *Grosskopf*, (n85) at [73].
- (121) Ibid. at [72].
- (122) このような規定があろうとなからうと、紛争が生じたときに、その紛争に關係する当事者全員が、仲裁によってその紛争を解決する旨の合意をし、それに基づいて

仲裁を行うことは、上記仲裁可能性の問題が生じない限りにおいて、特段の問題を生じさせるものではない。また、上記のような仲裁条項があり、それに基づいた紛争解決方法—仲裁条項に、たとえば特定の仲裁機関の規定する規則などに言及する形で、仲裁方法についても規定する場合がある—について、紛争当事者全員が異議を唱える機会があるにもかかわらず異議を唱えないのであれば、黙示的な合意があったとして、仲裁による紛争解決を行っても問題ないと言えるだろう。

(123) 高橋, (n10) 121頁参照。

(124) もちろん、受託者が仲裁による解決に反対する場合もありうるが、通常はこうした紛争解決条項を回避しようとするのは受益者であり、受託者は当該条項の執行を求めるといわれる。cf. *Crociani v Crociani* [2014] UKPC 40; 17 ITELR 624 at [36].

(125) Arbitration Act 1996 s 1(b).

(126) Arbitration Act 1996 s 6.

(127) 強制仲裁条項で問題となるのは、専ら受益者に対する効力である。受託者については、基本的に同意の存在が認定できるといわれる。TLC, (n14) at 305. 信託証書の中に契約を含めることも可能だとされ、委託者と（当初の）受託者との間では仲裁条項に関する合意を形成することも可能である。Le Poidevin, (n15) at 309.

(128) See, e.g., Garza, (n15) at 762.

(129) E.g., Hebert (n13) at 241-42 (“direct benefits estoppel”); Nueber & Puschmann (n13) at 420 (“deemed acquiescence” or “conditional transfer”); Garza, (n15) at 762-63 (“benefit theory”).

(130) TLC, (n14) at 301.

(131) Ibid.

(132) *Wynn*, (n50) at 276.

(133) *Crociani*, (n124) at [36].

(134) See Hebert, (n13) at 231.

(135) Arbitration Act 1996 s 7.

(136) *Fiona Trust & Holding Corp v Privalov* [2007] 4 All ER 951 at [17]; Le Poidevin, (n15) at 309.

(137) See Brownbill, (n15) at 320.

(138) *Crociani*, (n124).

(139) 契約の分野において、管轄権に関する条項と仲裁条項はしばしば類似性が指摘され、それぞれの文脈の判決において相互に参照してきた。cf. *Channel*, (n61) at 352.

(140) *Crociani*, (n124) at [33]-[34].

(141) Ibid. at [35].

(142) Ibid. at [36].

(143) Ibid. at [37].

(144) Ibid.

(145) cf. ibid. at [36] (受益者の利益保護は、裁判所が信託管理に対して監督権限を有する主な目的であるとする).

(146) See Alcolea, (n15) at 267.

(147) E.g., *Halliburton Co v Chubb Bermuda Insurance Ltd* [2021] AC 1083 at [57].

(148) Art. 6(1) of Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms. ここでの日本語訳は、欧州人権裁判所のサイトにあるものである。

[https://www.echr.coe.int/documents/d\\_echr/Convention\\_JPN](https://www.echr.coe.int/documents/d_echr/Convention_JPN)

(149) TLC, (n14) at 302-05.

(150) TLC は信託紛争において、常にこの条件が満たされるわけではないと指摘している。裁判所が受託者の申立てに基づき指示を与える権限行使する場合、裁判所は本質的に信託財産の最善の利益に適う措置を決定するのみであり、対立当事者の権利を決定するものではないからという。TLC, (n14) at 301-02 (citing *in re Trusts of X Charity* [2003] 1 WLR 2751; *Markey v Mutual Security Merchant Bank* [1991] 3 All ER 198, 201g).

(151) *Deweerd v Belgium* (1980) 2 EHRR 439 at [49].

(152) *Di Placito v Slater* [2004] 1 WLR 1605

- at [51].
- (153) Ibid.; TLC, (n14) at 303.
- (154) See Garza, (n15) at 760.
- (155) See Alcolea, (n15) at 261.
- (156) David Hayton, "The Irreducible Core Content of Trusteeship" in AJ Oakley (ed), *Trends in Contemporary Trust Law* (1996), 47.
- (157) *Armitage v Nurse* [1998] Ch 241, 253.
- (158) cf. Graham, (n15) at 21.
- (159) *Crociani*, (n124) at [36].
- (160) See Garza, (n15) at 763.
- (161) *Crociani*, (n124) at [36].

(たかはし・しゅういち)